様式第54号

公示送達書

次の表の左欄に掲げるものに交付すべき同表の右欄に掲げる書類は、これらの者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2の規定によって公告する。

令和　8　年　11　月　5　日

宜野湾市長

佐喜眞　淳

	送達を受ける者	送達すべき書類を特定するために必要な情報
連番	氏名（名称）	名称
1	澤岻　公也	国税徴収法第54条による書類

当該書類は、市長が納税課　において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。